

平成27年分

「市・県民税の申告」「所得税の確定申告」が始まります

照会先 税務課市民税係 ☎23—8893

平成27年分の申告受付が始まります。平成28年1月1日現在、市内に住所がある人で、下記の「申告が必要な人」は、平成27年1月～12月までの1年間に得た所得について申告が必要です。期限内に申告を済ませましょう。

◆ 申告が必要な人

下記以外でも申告が必要な場合があります。詳しくは問い合わせください。

▼主な収入が給与の人（パート、アルバイトの人も含みます）

- 給与収入の合計額が2,000万円を超える人
- 給与を2カ所以上からもらっている人
- 給与や退職所得以外の所得の合計額が20万円を超えている人

確定申告が必要です

- 勤務先から市へ、給与支払報告書の提出がされていない人
- 給与や退職以外の所得の合計額が20万円以下の人

市・県民税の申告が必要です

▼主な収入が農業や営業の人、不動産による所得がある人

- 所得の合計額が、所得控除の合計額を超えている人

確定申告が必要です

- 所得の合計額が、所得控除の合計額を超えない人

市・県民税の申告が必要です

▼収入がなかった人

- 課税所得証明書などの証明書の交付が必要な人
- 国民健康保険税の軽減の対象になる人

市・県民税の申告が必要です

▼主な収入が年金の人

所得税の確定申告が不要の人で、扶養控除や生命保険料控除などの各種控除を受ける場合は、市・県民税の申告が必要です。

- 公的年金の収入の合計額が400万円を超える人
- 公的年金以外の所得の合計額が20万円を超える人

確定申告が必要です

- 年金所得だけで、新たに各種控除（扶養控除、生命保険料控除等）を受けようとする人
- 公的年金以外の所得の合計額が20万円以下の人

市・県民税の申告が必要です

確定申告で所得税が還付される場合もあります

- ・多額の医療費を支払った人（医療費控除を受ける人）
- ・扶養控除や社会保険料控除などを追加する人
- ・平成27年中に勤務先を退職し、年末調整が済んでいない人

申告書へのマイナンバーの記載については…

マイナンバーは平成28年分の申告より記載になります。今回（平成27年分）の申告書への記載は不要ですが、申請書によっては必要な場合があります。詳しくはお問い合わせください。

◆ 市・県民税の申告受付会場と受付時間

市・県民税申告会場	開設期間	時 間
市役所1階・市民ホール 洞戸事務所、板取事務所、武芸川事務所 武儀事務所、上之保事務所	2月16日（火） ～ 3月15日（火） （土・日曜日を除く）	午前9時～午後5時

※市役所の申告会場では、例年、午前中が混雑する傾向にあります。

申告の内容によっては受付時間が長くなる場合もありますので、時間に余裕をもってお越しください。

田原ふれあいセンター	2月23日（火）	午前9時30分～正午
富野ふれあいセンター	2月25日（木）	午前9時30分～正午
西部ふれあいセンター（本館）	3月 3日（木）	午前9時30分～正午

※上記の3会場は、受付時間を正午までに変更しました。

また、この3会場での申告受付は今回で終了します。来年からは市役所1階・市民ホールの申告会場をご利用ください。

◆ 市役所で受付できない所得税の確定申告

市・県民税の申告会場においても、所得税の確定申告の受付ができますが、次の内容の申告をされる方は、アビセ・関で申告してください。

- 土地、家屋などを売られた人 ○山林を売るなどされた人 ○損失の申告をされる人（株式売買など） ○青色申告をされる人
- 贈与税、相続税などの申告をされる人 ○住宅ローン控除の初回の申告をされる人

◆ 申告に必要なもの

申告に必要なもののリストです

認印（シャチハタなどの朱肉を使わない、材質の柔らかいものは不可）

金融機関の口座番号

（所得税の還付申告の場合、申告者本人の口座番号が必要です。）

※収支のわかる書類（主なもの）

昨年の収入（所得）について	必要書類
給与収入がある人	給与所得の源泉徴収票【原本】
年金をもらっている人	公的年金等の源泉徴収票【原本】
不動産所得がある人	収支を計算した収支内訳書
事業（農業も含みます）所得がある人	収支を計算した収支内訳書

「源泉徴収票」と記載された
ものがが必要です。

※例年「年金振込通知書」や「年金額改定通知書」を持参される人がいらっしゃいますが、「源泉徴収票」以外では申告できませんのでご注意ください。



平成27年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所または居所
	氏名
	生年月日
区分	支払金額
	源泉徴収税額

※次の控除を受ける場合の必要書類（主なもの）

控除の種類	必要書類
医療費控除 （年間10万円超または所得の5%のいずれか少ない金額超）	医療費の領収書【原本】（平成27年1月～12月支払分） 保険などで医療費が補てんされた場合は、その金額がわかるもの ※領収書などは、あらかじめ合計金額の集計をお願いします。
社会保険料控除 （国民年金保険料、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、任意継続保険料）	控除証明書等【原本】 （支払った金額のわかるもの）
生命保険料控除 （一般の生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料）	保険料払込証明書【原本】
地震保険料控除 （地震保険料、旧長期損害保険料）	保険料払込証明書【原本】
障害者控除 （本人、配偶者、あなたが扶養している人について、障害者控除の申告をする場合）	障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳など 要介護認定者に対する障害者控除については、「障害者控除対象者認定書」が必要です。高齢福祉課または各地域事務所まで手続きをお願いします。
寄附金控除 （ふるさと納税ワンストップ特例制度の方は不要です）	領収書【原本】

◆ 市役所会場での申告受付方法

市役所での申告受付は、申告に必要な書類の整理や計算が済んでいる人から順に受付を行います。

申告が円滑にできるよう、収支計算や医療費の計算など、事前にご自分で行っていただきますようご協力をお願いします。

まだ、医療費の計算、収支内訳の整理などがお済みでない場合、こちらをご利用ください。
計算が終わり次第、受付します。

パソコンを使ってご自身で所得税の確定申告書を作成していただけます。

パソコンの画面の案内にしたがって入力することで、簡単に作成できます。
ご不明な点はお気軽に職員におたずねください。

市役所
アトリウム

正面入口

計算コーナー

オンライン作成コーナー

市民ホール

申告書作成会場

まずはここから

申告に必要な書類がそろっているか確認します。

受付

申告に必要な書類がそろった方から順に、番号札をお渡しします。
しばらくお待ちください。

待合スペース

準備ができ次第職員が
お呼びします。

関税務署からのお知らせ

照会先 関税務署 ☎22—2233

※税務署の電話番号にかけると自動音声によりご案内します。

※所得税、消費税および地方消費税の確定申告ならびに贈与税の申告に関するご相談は「0」（※平成28年3月15日(火)まで）を、国税に関する一般的なご相談は「1」を、税務署からの照会やお尋ねは「2」を選択してください。

◆「所得税の確定申告」「個人事業者の消費税」「贈与税」の受付会場と受付時間

申告会場	開設期間	時 間
アピセ・関 (関市平和通7丁目5番地1)	2月16日(火)～3月15日(火) (土・日曜日を除く)	午前9時～午後5時 ※混雑状況により、案内を早めに終了する場合があります。
申告・納付期限は、 所得税と贈与税が 3月15日(火) 消費税が 3月31日(木) です。		

●関税務署(川間町)では、申告書の作成指導は行いません。(申告書の提出のみの場合は、関税務署でも受付します。)アピセ・関の申告会場では、パソコンを利用してご自分で申告書を作成していただきます。

◆税理士による無料税務相談所の開設

申告会場	開設期間	時 間
アピセ・関 (関市平和通7丁目5番地1)	2月16日(火)～2月29日(月) (土・日曜日を除く)	午前9時～正午 午後1時～午後4時

●相談対象者

前年分の所得金額(注)が300万円以下の方で、消費税の課税事業者である場合は、平成25年分の課税売上が3,000万円以下の方、給与所得および年金受給者の方(ただし、譲渡・山林所得がある方は除きます)。

(注) 青色事業専従者給与額・青色申告特別控除額または事業専従者控除額を控除する前の所得金額

◆自宅で確定申告書が作成できます

確定申告書等作成コーナー をご利用ください

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額入力をすれば税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができます。

所得が「給与・公的年金」のみの方は必見!!

給与所得者又は公的年金所得者の方向けの申告書作成画面を新設しました。
初めての方でも操作がしやすい画面となっておりますので、是非ご利用ください。

作成した申告書等は・・・
又は

申告と納税は期限内に!

所得税及び復興特別所得税 贈与税	3月15日(火)まで
消費税及び地方消費税 (個人事業者)	3月31日(木)まで

復興特別所得税について

確定申告書の作成に当たっては、「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようご注意ください。

振替納税をご利用ください!

所得税等・消費税等の納付については、便利で安全・確実な「振替納税」をご利用ください。

確定申告

検索

まずは検索!!



マイナンバー制度に関するQ&A

平成28年1月1日から市の事務などで利用する「マイナンバー」について、これまでに皆様から寄せられた質問を中心にお答えします。



1 制度全般のQ&A

Q. 番号法とは何のための法律ですか。メリットは何ですか。

A. 番号法は、全国民に個人番号を、法人に法人番号を付番し、これらの個人番号・法人番号を安全に活用することで、申請時に添付書類を不要とするなどの、国民の利便性の向上と行政運営の効率化を図るための法律です。

Q. 個人番号を利用する行政などには、どのような規制がありますか。

A. 番号法では、特定個人情報の取扱いに対し規制を設けていますが、その要点は、個人情報を必要以上に利用したり、決められた場合以外に提供したり、ずさんな管理をすることを禁止するものです。

Q. 個人番号は誰が何のために使うのですか。

A. 個人番号は、社会保障・税・災害対策の分野で利用されます。個人や民間事業者は、社会保障や税務手続きで個人番号を利用し、市役所などの行政庁では、社会保障・税・災害対策のための行政事務で利用します。（市が個人番号を利用する事務は、広報せき1月号で紹介しています。）

Q. 国や市などで私の情報が一元管理されるのですか。

A. 行政機関が保有している個人情報が、特定の機関に集約されたり、一元管理されることはありません。個人情報は、これまでどおりそれぞれの機関で保有します。

2 通知カード・個人番号カードのQ&A

Q. なりすましが起こりませんか。

A. 法律により、個人番号単体での利用は禁止されております。個人番号と運転免許証やパスポートなどで本人確認をすることが義務付けられております。（詳しくは広報せき1月号で紹介しています。）



Q. 個人番号が漏えいしたり、個人番号カードを紛失したらどうなるのでしょうか。

A. 個人番号が漏えいした場合には、自分の氏名、住所、性別、生年月日が漏えいした場合に類似する被害が考えられます。個人番号カードを紛失した場合は、運転免許証などの身分証明を紛失してしまった場合に類似する被害が考えられます。このような場合は、速やかに警察や市に届け出ることが重要です。

Q. 個人番号は自由に選べますか。変更は認められますか。

A. 個人番号を自由に選ぶことはできません。個人番号の変更は、個人番号が漏えいして不正に用いられる恐れがあるときにのみに可能となります。

Q. 個人番号を利用したり提供したりしてよいのはどのような場面ですか。

A. 個人番号は、主として1.年金、健康保険、雇用保険、児童手当などの社会保障事務、2.給与、報酬、配当などの法定調書の対象となる金銭支払いを受ける場面や税務申告などに関連する場面、3.災害対策に限られています。

Q. 身分証明として個人番号カードの提示をしてもよいのでしょうか。

A. 個人番号カードのおもて面は身分証明として広く利用が可能です。

うら面は個人番号が記載されておりますので、仮に本人が同意した場合であっても、相手方に個人番号の収集が認められるものではありません。配偶者やお子様など、同一世帯の人の個人番号以外は、番号法や市の条例に列挙された場合以外に収集する事を認められておりませんので、提供する必要はありません。

照会先

カードに関すること＝市民課（☎ 23-7700）
制度全般に関すること＝企画政策課（☎ 23-7014）
マイナンバー総合フリーダイヤル（☎ 0120-95-0178）

関まつりに 参加しませんか

刀都・関の春を彩る恒例の「関まつり」を4月16日(土)・17日(日)に盛大に開催します。

次の内容で、パレードならびにあんどんみこしコンクールの出場者を募集します。自治会や子ども会、事業所、同好会など、皆さん奮ってご応募ください。



パレードの部・せき親善大使発表式

- ◆ 日 時 4月16日(土) 午後3時～(予定)
- ◆ 場 所 本町通り

あんどんみこしコンクールの部

- ◆ 日 時 4月16日(土) 午後7時～
- ◆ 場 所 本町通り
- ◆ 賞 特等ほか多数の賞あり

申込先

2月26日(金)までに関市観光協会
(観光交流課内 ☎23-7704 ☎ 23-7741)
※申込書、詳細などは同協会まで



せ

き

親善大使

を募集します

関市の魅力を広く全国に
アピールしてくれる方を
募集します。

- **応募資格** ①平成9年4月1日以前生まれで、関市近郊に在住または関市に在勤・在学中の方
②家族や勤務先の理解(未成年者は保護者の同意)が得られる方
③選出後、2年間関市の観光行事などに参加できる方 など
- **応募方法** 申込書に必要事項を記載の上、カラー写真(最近3カ月以内に撮影された本人の顔写真1枚、全身を写した写真1枚)を添えて提出ください。
- **応募締切** 2月25日(木) 必着
- **賞** 賞金20万円と旅行券(10万円相当)
- **審査会** 3月6日(日) 午前10時 市役所にて開催(非公開)
- **応募先** せき親善大使選出委員会(観光交流課内 ☎ 23-7704)

※申込書は観光交流課または関市観光協会ホームページ(<http://sekikanko.jp>)で入手できます。

県内初！やる気を起こし、強みを伸ばす産業支援拠点！ 関市ビジネスサポートセンター(通称:Seki-Biz) 事務長(企画広報・経理担当)を募集します

- (勤務条件)**
- 期 間：4月1日(予定)からの1年契約
 - 場 所：関市ビジネスサポートセンター(Seki-Biz) ※わかさ・プラザ内
 - 勤 務 日：週5日(毎週 火～土曜日) 9時～17時30分まで(うち1時間は休憩)
 - 給 与：250,000円/月(昇給、退職手当、賞与なし) ※距離に応じて通勤手当を支給
 - 休 日：日・月・祝日・年末年始(原則)
 - 福利厚生：有給休暇、特別休暇、社会保険(健康保険、雇用保険)、年金(厚生年金)
※雇用主は、Seki-Biz運営の受託者「一般社団法人関市ビジネス支援機構」です。

- (業務内容)**
- ・Seki-Bizの運営全般
 - ・Seki-Bizの広報・各種セミナーなどの企画・開催
 - ・相談員による個別経営相談の進捗管理

- (審査内容)**
- 1次審査：説明会兼面接(2月23日予定)
 - 2次審査：面接試験(3月9日予定)
- 場所：関市役所

- (応募方法)** 2月16日(火)までに、所定用紙を下記宛に郵送またはメールにて提出(午後5時必着)
※所定用紙および内容の詳細については、市ホームページ(<http://www.city.seki.lg.jp/0000009136.html>)をご覧ください。

◆照会先 〒501-3894 関市若草通3-1(関市役所商工課内)
一般社団法人関市ビジネス支援機構事務局 事務長募集係
(☎23-6752 FAX 23-7741 メールshoko@city.seki.lg.jp)

関市消費生活
相談室だより

インターネットでの旅行申し込みは よく確認を！！

『インターネットで格安航空券を検索し、旅行会社のサイトから大人2人分を申し込み、6万円を振り込んだ。航空券は出発の3日前に届く約束だったが、旅行前日になっても届かず、旅行業者に何度も電話をしているが誰も出ない。仕方なく直接航空会社に確認したところ、「予約はあるが業者からの入金がないため発券できない」と言われた。』(70歳代 男性)



ひとこと助言

よく確認して！

- 旅行予約サイトでの予約は手軽で便利ですが、何かあった際に連絡が取れないなどのトラブルも起きています。
- 対面での説明がないため、諸条件や規約などは自分で確認する必要があります。利用する際は、旅行業

登録の有無、受付・問い合わせ体制、旅行の契約条件をよく確認しましょう。

- 旅行業の登録業者であれば、倒産などで契約した内容が実行されない場合、保証金制度により支払ったお金が戻って来る場合もあります。
- 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センターなどにご相談ください。

(独)国民生活センター 見守り新鮮情報より

※関市では、市民の皆さんが安全・安心に暮らせる地域社会づくりを目指し、これからも継続的に相談室を維持し、消費者行政分野に力強く取り組みます。 関市長 尾関 健治

照会先 関市消費生活相談室(関市役所商工課内) ☎ 23-6752

市議会だより

市議会第4回定例会

平成27年市議会第4回定例会を、12月1日から21日までの21日間、開催しました。この定例会では、条例関係15件、一般議案10件、補正予算11件、諮問1件、議員提案1件（意見書）の合わせて38件を審議しました。審議日程は次のとおりでした。

▼12月1日の本会議1日目は、会期を21日間と決めた後、議案の説明が行われ、関市教育委員会の委員の任命についてに同意しました。

▼9日の本会議2日目は、議案に対する質疑を行い、関市副市長定数条例の一部改正についてなど16件を可決しました。

関市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正について、平成27年度関市一般会計補正予算（第4号）など20件をそれぞれ所管の各常任

委員会に付託しました。

その後、代表質問と一般質問を行い、通告者15人のうち5人が、当局の姿勢や方針について質問を行いました。

▼10日の本会議3日目は、5人が一般質問を行いました。

▼11日の本会議4日目は、5人が一般質問を行いました。

▼14日、16日は各常任委員会で付託案件の審査を行いました。

▼21日の本会議5日目は、各常任委員長から付託案件の委員会審査結果の報告が行われ、討論、採決の結果、付託されたすべての議案が可決されました。また、議員提案の意見書1件が審議され、可決されました。

今定例会に付議された案件をすべて議了し閉会しました。

代表・一般質問

定住促進

質問 学生への通学支援は

答弁

旧武儀郡地域の高校生の通学については、塾や部活動などにより利用するバスの時間が合わなく不便であるため、教育環境の整った地域や市外への転出もあるとお聞きしています。そのため、高校の通学にも便利な地域内バスの運行について検討をしています。具体的には、旧町村ごとに運行している地域内バスを、各ウイングで一体化して、例えば、上之保から関市街地まで直接に乗入れることができるようにするなど、部活動や塾などにも対応が可能となるような、きめ細かなバス運行について検討を進めていきたいと考えており、今後、各バス運営協議会とも協議を進めていきます。

胃がんリスク検診

質問 受診率と成果は

答弁

平成26年度の胃がんリスク検診の受診者数は1043名、受診率は3.5%でした。精密検査結果が把握できた93名の全員に何らかの所見が発見され、ピロリ菌除菌治療を含む内科治療につながり、1名に早期胃がんが発見されました。このリスク検診は、胃がん検診への意識づけとして、また、胃の病気のリスクが高かった方は消化器専門医による定期的な医療管理により、将来的な胃がん予防に繋げることを期待して実施していきたいと考えています。昨年度から

開始した検診であり市民の認知度も低いため、今後はその成果等も踏まえホームページ等を活用した有効な啓発を行っていきます。

いじめ問題

質問 実態と防止の取り組みは

答弁

市内小中学校におけるいじめの認知件数は減少傾向にあり、平成26年度の関市の1校当たりの認知件数は2.1件で、全国の5.6件、岐阜県の4.4件と比べ、かなり低い数値となっています。

いじめ問題に関する主な取り組みとして、平成26年度に全小中学校で「いじめ問題対策協議会」等の名称で地域の代表も含めた組織をつくっています。各学校がいじめ対策の取り組みを明示し、学校のホームページなどを通して地域や家庭にも周知することで、地域で一体となっていじめ防止に取り組む体制を整えています。また、関市独自の「マイサポーター制度」は、子どもが困ったときの相談相手として学級担任以外の先生を指名する取り組みで、全小中学校で実施しています。友達との接し方について教師から助言や励ましの言葉をもらうことで、問題が小さいうちに解決に至った事例もいくつかあり、いじめの未然防止に大変有効であると考えています。

外国人観光客への対応

質問 看板などの外国語表記は

【答弁】 観光施設や文化施設における外国語表記については、国のインバウンド事業として、関鍛冶伝承館と濃州関所茶屋に英語を併記した看板を設置しており、現在、文化会館、刃物会館、関駅東側、関口駅、関善光寺、吉田観音などに設置してある観光案内看板についても、英語の表記を進めています。また、刃物や鵜飼などの観光パンフレットについては、英語、中国語、タイ語など外国語で紹介するものを作成し、市のホームページの観光情報サイトでは、英語、中国語の簡体、繁体字、韓国語、ポルトガル語による翻訳をしています。今後は、世界に向けて関市の情報発信ができるSNSなどについて、外国語表記を進めていきたいと考えています。

マイナンバー制度

質問 情報漏えい対策は

【答弁】 マイナンバー制度の運用による市の情報安全管理対策については、ウイルス感染等による情報漏えい対策として事務処理を行うパソコンとインターネットとの接続を物理的に分離します。また、事務処理を行うパソコンから情報を持ち出すことができないようにしています。

さらに、個人情報を取扱う職員への情報セキュリティ研修を実施し、情報管理に関する意識を向上させ、情報漏えい対策、個人情報保護に万全を期していきます。

新型ノロウイルス

質問 流行への予防対策は

【答弁】 平成27年に発生したノロウイルス食中毒の遺伝子から、今までに無い新しい遺伝子型のノロウイルスが発見され、爆発的な流行が心配されています。また、医療機関で行う簡易検査では新型ノロウイルスの反応が出にくく、判断できない可能性があるといわれています。新型ノロウイルスの予防法は、従来のノロウイルスと同様で「手洗い」と「食品を十分に加熱すること」の徹底です。市では、ホームページにノロウイルス対策を掲載し、手洗いの励行や排泄物の処理方法など感染予防に関する情報提供を行っています。また、県からノロウイルス食中毒の注意報や警報が発令された場合は、ホームページやあんしんメール、同報無線などで一層の注意喚起を行っています。

農業振興施策

質問 荒廃農地の発生対策は

【答弁】 対策の1つである農地利用状況調査は、農業委員と農政推進委員が毎

年10月から12月にかけて行っています。この調査で荒廃農地と判断された農地については、所有者へ適正管理を促すとともに今後の活用計画について調査し、貸付希望の農地については担い手への斡旋や農地中間管理事業による有効活用を推進するなど、荒廃農地の拡大抑制に努めています。

また、既に耕作が不可能と判断された農振農用地の荒廃農地については、耕作放棄地再生利用緊急対策事業を活用し、立木等の除去や整地、土壌改良材の投入など、営農活動上の必要な支援により荒廃農地の解消を図っています。しかし、担い手が営農する面積は増えており、荒廃農地を解消してまで営農面積を拡大する意向のある農業者が少ない現状もあるため、新規就農者への斡旋や栽培品目の適地適作による農地の管理などについて今後検討したいと考えています。

地域委員会

質問 進捗状況と課題は

【答弁】 すでに活動している上之保、田原、武儀の3つの地域に加え、27年度は武芸川、板取、下有知、洞戸地域で設立され、富野地域でも設立の予定です。また、その他のほとんどの地域でも地域振興計画を策定中であり、来年度中には地域委員会が立ち上がる予定です。

地域委員会の設置は、おおむね小学校区に1つと想定していることから、人口

等が大規模な小学校区である場合や、小学校区は1つであっても、もとの地縁が異なる場合の地域委員会組織のあり方が課題となっています。

今後、地域固有の課題解決はもとより、人と人のつながりを育み地域活力を創出する活動を、地域の皆さんとともに進めていきたいと考えています。

緊急通報システム

質問 協力員数の緩和は

【答弁】 緊急通報システム事業は、ひとり暮らし高齢者等の急病などの緊急事態に対処し、迅速で適切な救助または援助を行うものです。市では利用申請の際に3人の方に協力員として同意をしていたくようをお願いをしています。協力員には、民生委員・児童委員、自治会長や自治会の福祉委員、お近くにお住まいのご家族、そして、ご自宅の近隣の方などにご協力いただいています。当面はこの形のシステムで運用しますが、利用対象者の中には3人の協力員をお願いすることが難しい実情がある方もおられるのではないかと考えられますので、今後、協力員の人数について、民生委員・児童委員のみなさんにご意見を伺い、現状を確認しながら考えていきます。

新エネルギー政策

質問 新電力（PPS）への切り替えは

答弁

今年度中に中部電力との契約内容と高圧受電施設の電気使用状況を検証し、新電力に切り替えることが効果的と判断される施設については、平成28年度中の導入を目指しており、現在、導入を検討するための基礎資料を作成するため、県内他市町村での新電力導入状況の調査や中部電力、特定規模電気事業者（PPS）及び仲介業者となるエネルギーサービスプロバイダーからサービス内容の聞き取りと電気料金削減に向けた提案の要求を進めているところです。新エネルギー政策への転換期である今、公共として電力自由化の推進という社会的役割も意識しながら今後も積極的に導入を検討していきます。

公共施設再配置計画

質問 策定状況と主な内容は

答弁

この計画の策定にあたっては、庁内の策定調整会議や地域の各種団体代表者との意見交換会での意見、また専門委員からの意見を踏まえて計画案としてまとめ、平成28年1月から2月にかけてパブリックコメントを実施し、住民説明会を経て27年度末までに策定する予定です。また、計画期間は平成25年度までの約50

年間ですが、各地域の公共施設の将来イメージを見据えながら、28年度からの12年間で第1期実施計画として策定します。

主な内容として、倉知小学校と倉知ふれあいセンターの複合化、学校給食センターの建替えに伴う統合、洞戸中学校や武儀中学校の建替え、板取生涯学習センターや上之保事務所の移転・複合化などを盛り込むよう調整しています。

工場参観日

質問 その効果は

答弁

関の工場参観日は、刃物産業に代表される本市の素敵なもののづくりの舞台裏を開放するもので、地域産業の魅力を全国の皆さんに知ってもらうとともに、市民の皆さんの我がまち・関市への誇りと愛着の醸成につなげていくことにより、地域全体の活性化を図ることを目的としています。効果については、この取り組みを継続していくことにより、目的に向かって少しずつ出てくると思っており、今後も引き続き、知恵を絞りながら改善を続けていき、行政・企業・市民が協力し、一体となって取り組んでいきたいと考えています。

公共施設利用料の減免

質問 中学卒業後の温水プールなど公共

施設利用料の減免は

答弁

公共施設の維持管理の費用は、施設利用料だけでなく税金からも負担されており、施設を利用する方と利用しない方との負担の公平化のため、利用者から等しく利用料を負担いただくことが基本であり、減免は慎重に適用する必要がありますと考えています。高校生の施設利用料の減免については、温水プールだけでなく、市内施設全般を含めて考える必要があります。また、高校生だけでなく、全体として適正な均衡のとれた料金設定を行う必要もあります。このため、今年度からスタートした「せき行政財政改革アクションプラン」の取り組みの中で、市内全施設の使用料・減免の見直しを行っています。

学校運営協議会制度

質問 全小中学校を指定する予定は

答弁

学校、家庭、地域が一体となって子どもの教育に関わる必要性が強く求められており、関市においては、地域の教育力を活かすことを目的とし平成4年度からはじめた「共生学校づくり」や、地域の意見や提言を学校運営に反映させる仕組みとして平成12年度から全国の小中学校に導入された「学校評議員制度」があります。さらに、地域の代表者に学校運営に直接参画していただくことを目的とした「学校運営協議会制度（コミュニティ・ス

ふるさと納税

質問 市民を巻き込んだ対策は

答弁

ふるさと納税制度を市民の皆さんに正しく理解していただけるよう周知に努めるとともに、ふるさと納税の収支状況等をきちんと説明することで、共感を持っていただける市民の方を増やしていきたいと考えています。

ふるさと納税制度は、自分の生まれた故郷に限らず、どの自治体へも自由に寄附ができるという仕組みですが、本来の趣旨は「自分を育んでくれたふるさとに恩返しをする制度」であることから、仕事や結婚などで市外に転出した方や関市に縁のある方に対しても、なお一層PRを行い、ふるさと納税をしていただけるよう誘導していきたいと考えています。

関市議会Q & A

Q. ○○議員の代表質問・一般質問がいつ行われるか知りたい。

A. 議員が行う代表質問・一般質問は、原則として定例会１日目の翌日正午までに、質問の要旨が議長へ提出されます。代表質問は多数会派から順番に行うことが決められています。一般質問は同日に「くじ」で順番を決めますので、この日の夕方には代表質問・一般質問のおもな内容と日にち、順番を発表しています。おもな内容等は、議会事務局の窓口や市議会ホームページで見ることができ、その中で利用ください。なお、各議員の代表質問・一般質問の開始時間は詳細には決まっていますが、おおむね１人１時間ごとで行われています。

◆関市議会を傍聴しませんか

議会はどなたでも傍聴できます。また、本会議開会時間のみ、市議会ホームページにおいて市議会ライブ中継を放送していますので、こちらもぜひご覧ください。また、議員の質問については、録画配信を行っています。

■照会先 議会事務局（☎23—9068）

審議の結果

	議 案 名	審議結果
条例関係	関市副市長定数条例の一部改正	可決
	関市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正	可決
	関市特別職職員の給与等に関する条例の一部改正	可決
	関市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正	可決
	関市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正	可決
	関市税条例等の一部改正	可決
	関市介護保険条例の一部改正	可決
	関市国民健康保険税条例の一部改正	可決
	関市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正	可決
	関市ＲＶパークの設置及び管理に関する条例の制定	可決
	関市水道事業の設置等に関する条例の一部改正	可決
	関市水道事業分担金徴収条例の廃止	可決
	関市水道事業給水条例の一部改正	可決
	関市簡易水道事業等給水条例の一部改正	可決
	関市学校給食センター設置条例の一部改正	可決
一般議案	岐阜地域児童発達支援センター組合同規約の変更に関する協議	可決
	公の施設の指定管理者の指定 ＜９件＞ 【関市わかさ老人福祉センターほか４施設／関市板取老人福祉センター及び関市板取デイ・サービスセンター／関市国民健康保険津保川診療所／アピセ・関及び関市勤労会館／中濃公設地方卸売市場／関市倉知ふれあいセンターほか５施設／関市西部公民センターほか９５施設／関市武儀生涯学習センター／関市立篠田桃紅美術空間】	可決
補正予算	平成２７年度関市一般会計補正予算（第４号）	可決
	平成２７年度関市特別会計補正予算 ＜９件＞ 【国民健康保険（第３号）／下水道（第２号）／中小企業従業員退職金共済事業（第１号）／農業集落排水事業（第２号）／公設地方卸売市場事業（第２号）／介護保険事業（第２号）／簡易水道事業（第２号）／有線放送事業（第１号）／後期高齢者医療（第２号）】	可決
	平成２７年度関市水道事業会計補正予算（第１号）	可決
人事案件	関市教育委員会の委員の任命（再任１名／任期４年）	同意
議員提案	ＴＰＰと地方創生への万全な国内対策を求める意見書	可決

4月1日から家庭ごみ有料化がスタートします

～新しいごみ袋ができました～

家庭ごみ有料化に伴い、4月1日から関市指定ごみ袋が次のように変わります。

《燃やせるごみ袋》 黄色



▲大袋 (45 リットル相当)

《燃やせないごみ袋》 水色

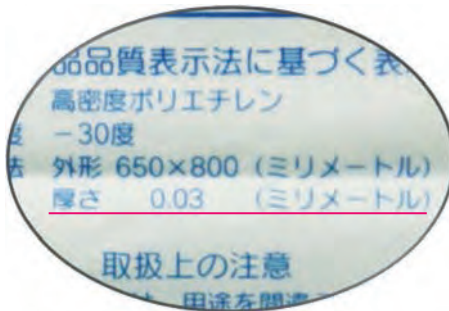


▲大袋 (45 リットル相当)

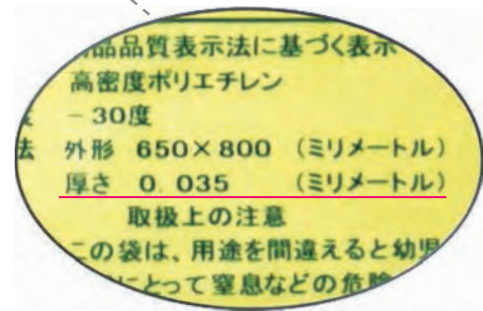
特徴 1

燃やせるごみ袋の厚さを 0.03 ミリから 0.035 ミリにして、従来の指定ごみ袋より破れにくくしました。

【従来品】



【新製品】



改良

特徴 2

燃やせるごみ袋と燃やせないごみ袋それぞれに、20 リットル相当の小袋を新設しました。サイズの比較は下記を参照ください。



◀奥から手前に向かって

- ・大 (45 リットル相当)
10 枚入り 500 円
- ・中 (30 リットル相当)
10 枚入り 300 円
- ・小 (20 リットル相当)
10 枚入り 200 円



◀奥から手前に向かって

- ・大 (45 リットル相当)
5 枚入り 500 円
- ・小 (20 リットル相当)
5 枚入り 200 円

特徴 3

従来品より包装サイズを半分にして、包装袋から1枚ずつ取り出せるようにしました。



—— 従来の関市指定ごみ袋(旧ごみ袋)の取り扱いについて ——

旧ごみ袋につきましては、**平成 28 年 12 月の最終収集日まで使用できます**。また、ご家庭に残った未使用の旧ごみ袋は、平成28年10月3日(月)～平成29年3月31日(金)の市役所開庁時間(午前 8 時 30 分～午後5時15分、土・日・祝日は受付していません)において 生活環境課または各地域事務所にて、1枚から購入価格で買い取りをします。

【旧ごみ袋の買取価格】 燃やせるごみ袋 : (大) 1 枚 6 円、(小) 1 枚 5 円
燃やせないごみ袋 : (大) 1 枚 10 円

◆照会先 生活環境課 (☎23-6733)

資源物の持ち去り禁止を 条例で制定しました

◆照会先 生活環境課 ☎23-6733

市内において、ごみステーションに出されたリサイクル可能資源を持ち去る行為が発生しており、目撃情報なども寄せられています。

こうした持ち去り行為に対して、4月1日から、市または市が許可した事業者以外の者が、ごみステーションから資源物を持ち去る行為を禁止するとともに、禁止命令に従わない者に罰金を科すことが可能となります。

■資源物を収集・運搬できる者

▽関市

▽関市から収集・運搬の許可を受けた者

■収集・運搬の禁止対象になる資源物

- ・かん、びん
- ・ペットボトル、白色トレイ
- ・新聞紙、段ボール、その他再資源化などの対象となる古紙
- ・衣類、その他再資源化などの対象となる古着
- ・鍋、電子レンジ、その他再資源化などの対象となる金物、家電

■持ち去り行為を発見したとき

持ち去り行為者に直接注意した

り、車両などを制止させたりする行為は、トラブルや危険を伴う場合がありますのでおやめください。見かけたときは、関警察署に通報するとともに、生活環境課までお知らせください。

また、次のような具体的な情報を提供していただけると、取り締まりの徹底が図れますのでご協力をお願いします。

- ・持ち去り行為があった日時、場所(ごみステーションの位置・住所など)、品目(新聞、雑誌、段ボールなど)
- ・使用した車両の特徴(ナンバーや車種、車色など)
- ・持ち去った者の特徴(性別や人数など)

■持ち去り行為に当たらないケース

ごみステーションの掃除当番や、管理者による分別誤りのごみの撤去など、管理行為。

■持ち去り行為を防止するために

資源物は収集日前日に出さずに、当日の朝(午前8時30分まで)、出すようにしてください。

